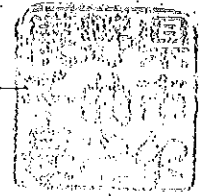


千曲市告示第67号

千曲市防災行政無線戸別受信機取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

千曲市長 小川 修



千曲市防災行政無線戸別受信機取扱要綱の一部を改正する告示

千曲市防災行政無線戸別受信機取扱要綱（令和元年千曲市告示第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 千曲市の住民基本台帳に記載されている世帯のうち、防災行政無線の難聴地域に居住し、戸別受信機の借受けを希望する世帯

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。